議案付託

五月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（閣法第四五号）

財政金融委員会に付託

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

厚生労働委員会に付託

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

国土交通委員会に付託

報告書提出

五月九日委員長から次の報告書を提出した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）審査報告書

人事異動

財務省

（大臣官房企画官）財務事務官　下田　尚人

願により本官を免ずる（五月九日）

環境省

（大臣官房総務課長）環境事務官　田中　聡志

自然環境局総務課長の併任を解除する

（大臣官房総務課企画官）同　江口　博行

自然環境局総務課長に昇任させる

（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長）同　永島　徹也

大臣官房総務課企画官に配置換する

水・大気環境局に併任する

（横浜市温暖化対策統括本部企画調整部環境未来都市推進担当部長）

当部長）　庄子　真憲

環境事務官（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長）に採用する（以上五月十一日）

会計検査院

検査官　河戸　光彦

会計検査院長山浦久司平成二十五年五月十日定年により退官のため、会計検査院法施行規則第八条の規定に基づき、会計検査院長の職務を代行する。（五月十一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月八日午後四時四十五分御出門、「国宝　大神社展」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同六時四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定に基づき、次のとおり三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成 25 年５月 13 日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課、神奈川県庁及び三浦市役所に備え置いて縦覧に供する。）

国家試験

平成 25 年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、平成25年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

平成 25 年５月 13 日　環境大臣　石原　伸晃

1　試験期日　平成25年10月27日（日曜日）

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　浄化槽概論

⑵　浄化槽行政

⑶　浄化槽の構造及び機能

⑷　浄化槽工事概論

⑸　浄化槽の点検、調整及び修理

⑹　水質管理

⑺　浄化槽の清掃概論

4　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。

ア　受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第６号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）

イ　写真（申請前６月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦６センチメートル、横４センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

ウ　受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、80円切手を貼付すること。）

⑵　受験申請書等の受付期間及び提出場所

ア　受験申請書等は、平成25年７月１日（月曜日）から８月５日（月曜日）までに、公益財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号　130―0024 東京都墨田区菊川２―23―３、電話番号　03（3635）4881）に提出すること。

イ　受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後４時までとする。

ウ　受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、平成25年８月５日（月曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ　受験申請書等を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は20,200円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。

なお、受験申請書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験終了後２月以内に、合格者の受験番号を官報並びに公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに掲載して発表するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には不合格の旨を通知する。

7　その他　受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

公告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　エスアール・サービシズ・リミテッド

2．住所　東京都台東区上野１―16―16

3．代表者の氏名　日本における代表者　秋葉義孝

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第602号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年11月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年５月 13 日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ

2．住所　東京都千代田区有楽町１―７―１有楽町電気ビルヂング北館15階

3．代表者の氏名　代表取締役　佐藤　雅典

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円